

○管理者が管理する行政情報に関する盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例施行規則

平成18年3月16日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第2号）の施行に関し、管理者が管理する行政情報の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政情報の公開等)

第2条 行政情報の公開等については、町長が管理する行政情報に関する矢巾町行政情報公開条例施行規則（平成11年矢巾町規則第19号）の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。